

府内藩の庄屋について

—特に三重野家を中心にして—

安 藤 保

はじめに

現在大分郡庄内町大字東長宝にある旧蛇口組大庄屋三重野家史料は、一部は大分市史上巻（昭和三〇年刊）に引用されながらも、史料全体についての紹介は未だなされていない。ただ筆者が昭和四一年四月に木村忠夫氏の協力を得て作った史料目録（ガリ版刷）があるのみである。今度、同家史料目録を本誌に載せたらどうかとの好意ある申し出を受けた。そのため三重野家の紹介文を書いているうちに次第に長くなり、史料目録につけるには長くなりすぎたので他の奥郷に関する事項を加え单独で載せていただくことにした。史料目録は別の機会に紹介するつもりである。

一、三重野家について

府内藩の行政組織は一町三郷の制と称され、町組と里郷・中郷・奥郷の三郷よりなり、これら三郷はほぼ大分川下流より上流へ向け里・中・奥の順序で位置している。郷は更に数村から數十ヶ村を単位とする組に分かれ大庄屋の支配となる。蛇口組（村数十六ヶ村）のある奥郷は、他の二組（橋爪組・村数十二ヶ村、野畑組・村数四ヶ村）と共に成っている五一

例五石余（文化年間）の地であり、他に分知分として一六一〇石余がある。

さて蛇口組大庄屋三重野家とはどのような家であったのであらうか。伝承によれば、最初大野郡三重に居住し、後に大分郡の現在地に移ったとのことである。そのため「三重野」と姓を称するようになつたとのことであるが、この間の事は史料的には不明である。

現在同家についての史料の初見は、元録六年の「蛇口村名寄帳 檢地帳 取集」の最後に「元録六癸酉年三月ニ本帳写 七左衛門」とあるものである。七左衛門は後に述べるように三重野七左衛門であるから三重野家は蛇口村の小庄屋として代々あつたことがわかる。同家と庄屋関係事項を略示したものが表(一)である。

表(一)からわかるように三重野家は、(1)寛保元年大庄屋に就き、さらに(2)文化九年には他の二組の大庄屋役も兼務となるのであり、兼務を解かれた後も蛇口組大庄屋として大小庄屋制の廢止される明治三年迄存続する。ここでは(1)、(2)にスポットライトを当てることにする。

(1) 大庄屋就任

大庄屋役が武宮村庄屋より蛇口村庄屋へ移り、従つて組名も武宮組から蛇口組へ改称されることを知らせるのは元文五年一月一三日、及び寛保元年四月一八日付の次の史料である。

a(1) 武宮村大庄屋無之ニ付、当分小原村庄屋儀左衛門武宮預り致支配ニ付、庄屋給米相増被下間敷哉之旨此間郡方々内証申聞ニ付、評談之上源五左衛門江相伺候處相増被下候様可申渡旨ニ付書付ヲ以申渡、尤内成村庄屋無之節平床村御預ケ被成候節御增被下候、其節之趣相考左之通相伺書付渡之、

覚

一、給米壱石 小原村庄屋 儀左衛門
内

表(-) 庄屋関係略年号

三重野家関係		庄屋関係
享保 20 元文 4 寛保 1	蛇口村大庄屋に就任	内成村大庄屋罷免 武宮村大庄屋罷免 内成村大庄屋罷免 秋原・中津留・牧の諸庄屋年貢引負に付处罚
天明 8 寛政 2	平大大庄屋となる	國分村庄屋告発され罷免
3	樺木村退役に付又右衛門預りとなる	小野津留村庄屋罷免、下見の立合と帳簿の公開を命ずる (この頃に庄屋役料を減ぜられる) 萩原村庄屋へ百姓より合力米
4	9	羽田村庄屋へ百姓有志の者が加勢米、庄屋の入作百姓罷禁止
10	11	今津留村庄屋へ百姓より合力米、諸帳簿の公開を命ず れ 萩原・笠和・萩原の諸村庄屋へ百姓より合力米、國分村庄屋の年貢引負が明らかとなる
11	12	小狭間村ら10ヶ村の庄屋谷をうく
文化 9 文政 2	野田組兼帶を解く 橋爪組兼帶に付賃与	橋爪・野畑兩組の兼帶となる
2	4	橋爪・野畑兩組の兼帶となる
11	11	兩組兼帶を解く
天保 1 3	再度橋爪組兼帶 同組兼帶を解く	橋爪組下の庄屋さんない騒ぎにより谷
5	7	竪来村大庄屋田高引方不行届に付押込
10	10	大小庄屋給米の勘納 17ヶ村の庄屋、組頭谷をうく
11	11	大小庄屋役料の3分借上、影戸村曾根後右衛門橋爪大庄屋となる
12	12	鶴家村・古國府村庄屋不正 來鉢村大庄屋拂役
14	14	中尾・竪来兩村庄屋罷免

五斗 小原村
武宮村庄屋当分相勤ニ付

b(2)
三年以前未三月武宮村大庄屋忠藏御役被召放候、依之此度蛇口村庄屋七左衛門ニ大庄屋役被仰付被下候様、武宮組村々庄屋組頭百姓、野畑組大庄屋七郎兵衛 橋爪組新五左衛門加印之伺書村次を以持參ニ付、當番安左衛門を以相伺之處頗之通被仰付之旨被仰出、

武宮村大庄屋の罷免が元文四年に行なわれ、武宮村は小原村庄屋の兼帶となり、それにともない庄屋給の増額がなされたこと、さらにこのような処置が内成村大庄屋罷免の時もなされたことがわかる。儀左衛門の兼帶したのは武宮村の小庄屋役であり（村預り）、武宮組の兼帶（組預り）ではなかつたことは給米量により確かめられる。後年（文政二年以降）の例ではあるが蛇口組の大庄屋給米は三石であり、これは寛政期の庄屋給米の一部借上げ後の給米であることを考えれば、小原村庄屋の兼帶が武宮村であつたことを納得しえよう。組に関する仕事は、元禄七年の橋爪村大庄屋罷免の例⁽³⁾から推測すれば奥郷の他二組大庄屋の兼帶となつたと思われる。このような兼帶が終わり蛇口村庄屋が大庄屋に就任するのは寛保元年のことである。

ここで問題となるのは武宮村大庄屋の罷免理由であるが、残念ながら明らかにしえない。表(1)にみる如く庄屋役罷免の理由となるのは、庄屋の不正、「村内支配不行届」である。また内成村大庄屋の例にあるごとく、大庄屋の廻免は一定期間の罷免が多く、その期間を過ぎると帰役が許される場合が多い。その中で大庄屋役の完全な交替をおこした武宮村大庄屋忠藏の「召放し」は大きなミスに依つたものと想像される。

文化八年一一月岡領に端を発した百姓一揆の波は、同一二月には府内領奥郷にも押し寄せ、農民の一揆が勃発し、翌九年一一月、橋爪・野畑両組の兼帶

月迄騒ぎは続いた。まだこの騒ぎの鎮まらない九年一月、橋爪村大庄屋田北弥五左衛門、野畠村大庄屋岩田庄左衛門は罷免された。

蛇口村大庄屋三重野又右衛門去々申正月より橋爪・野畠組大庄屋兼帶被仰付直候處、手遠之場所にて諸御用向行届兼候付両組兼帶之儀何卒破成下御免様是迄毎々歎出候得共差留置候廻、此は又々同様願出、尤橋爪村組之義ハ小狭間村仁左衛門、野畠組之義ハ上渕庄村屋定右衛門大庄屋代役被仰付破下候様願出⁽⁴⁾。

両組大庄屋罷免により蛇口村大庄屋の兼帶となり、三重野又右衛門は奥郷唯一人の大庄屋としての重責を担うことになった。三重野大庄屋の下に各組に一人宛の手伝役（橋爪組は畠田庄村屋隠居五郎兵衛、野畠組は富庄村屋伝兵衛）が置かれたが、奥郷全体に一人で目を配ることは困難である由を以て兼帶を解き、橋爪組は小狭間庄村屋へ、野畠組は上渕庄村屋へ大庄屋役を行させることを願出て許されている⁽⁵⁾。

しかしその後、再び野畠組のみの兼帶がなされたらしく、文政二年には次の如く賞された。

白銀二両

右ハ野畠組兼帶出精ニ付為御褒美被下置、難有慥ニ受取申所実正ニ御座候、為後日仍如件、

三重野又右衛門⁽⁶⁾

安部孫市殿

橋爪　野畠両組の大庄屋代行や兼帶が終わる時は明確でないが、少なくとも文政二年までは終っている。同年三月には岩田庄右衛門・田北弥五左衛門・三重野又右衛門三人連名の願書が存在し、両組共に大庄屋の帰役が許されたことが知られる。両組大庄屋の罷免について、大分市史では私曲あるために罷免されたとしている。私曲の内容は不明であるが、一揆に加わった村名をみると、野畠組は四ヶ村、橋爪組は一二ヶ村中八ヶ村、蛇口組は一六ヶ村中三ヶ村が「殊之外あばれ廻」つていて、逆に一揆に与しなかつた村は、蛇口組八ヶ村、橋爪組は二ヶ村、野畠組記載なしである。他の村々はいづれの態度をとるに

しても消極的であつた故に記載されないと考えざるをえないが、いざれにしても野畠・橋爪両組下の者が多数一揆に加わつてゐる理由を大庄屋の不正に求めることは首肯できるであろう。しかし、一揆側の要求に従い、私曲のある大庄屋を罷免しながらも、不正の原因追求をすることなく再任させることは、一揆の辯先をかわすだけの罷免だったと云えよう。このような藩の姿勢が庄屋の不正を頻発させてゐるのである。

文化の百姓一揆による大庄屋の罷免騒ぎが再任という形で一段落した翌々年文政四年になると、橋爪組内において「さんない騒動」として知られる騒動により同組の小庄屋は「さんない召仕方不宜」の理由で押込められ、また農民の重立(8)った者は「越訴同様の義有之」との科で入牢手鎖の処罰がなされた。この騒ぎが原因となつてか同年十月には橋爪村大庄屋の罷免となり三重野又右衛門への兼帶が仰せ付けられた。これに関する一連の史料を次に紹介しよう。

a(9)
乍恐奉願上候

私儀去ル十月より橋爪・葛原両村并組中共ニ御預ヶ被為仰付奉畏、是迄ハ御役人様方以御影を相勤申候所、何分手遠ク御座候上へ折節相煩申候ヘハ、右村方之諸算用向殊之外後ニ相成奉恐入候、右之仕合ニ御座候ヘハ何分ニも難相勤御座候間、何卒格別之以御慈悲を右御預ヶ之所被為遊御免被下候処乍恐奉願上候、願之通被為仰付被下候ハ、雖有仕合ニ奉存候、此段宜被仰上可被下候、以上

(文政四年)

b(10)
巳十二月 (異筆) 叶
覚

三重野又右衛門

馬場渡掘次、武宮井出下水廻し御奉行様來月三日より御遣し被下候様願書出候

(文政五年)

午四月

蛇口村大庄屋代
久保村庄屋 弥三次

橋爪組兼帶
野畠組大庄屋 岩田庄左衛門

c(11)
乍恐奉願覧

畠田庄村屋波右衛門義病身ニ付、橋爪組大庄屋代并橋爪・葛原村預り御免奉願候処、跡預り被仰付奉畏上候得共、何分諸御用向遠方之事故行届兼候之間、何分恐多く難奉願上候義ニハ御座候へ共、右預り御免奉願上度奉存候、其義難相叶義ニも御座候ハ、預り之義ハ是迄之通り畠田へ被為仰付被下置度、尚組中庄屋中之内相談相手ニ一人以忠召被為仰付被下置候様乍恐奉願上候之間、此段幾重ニも宜御取成宜被仰上可被下候、以上、

(文政十一年)

子三月

(願は不許可となる)

d(12)
乍恐奉願口上之覧

橋爪村外葛原村、橋爪組預り相勤候様去春乃破為仰付恐入奉畏、是迄御役人様方以御影ヲ漸々相務申候へとも、何分手遠之上ヘ諸御用向行届兼申候間、乍恐御免奉願上候、右ニ付何共毎々恐多難奉願上候義ニハ御座候へ共、橋爪村元大庄屋跡、卯五左衛門・三郎兵衛・寿一郎・染次郎父子四人之内何レ之上ニ成共大庄屋格外之以御慈悲被為仰付被下候ハ、重々御高恩之程幾重ニも難有奉存候、其義何分乍恐難為相叶義ニも御座候ハ、橋爪村・葛原村之義ハ両村組頭共之内一人ツ、状便被為仰付、組内預り之義ハ組内庄屋中野烟同役之内ニ被為仰付被下置候ハ、難有奉存候、(下略)

(文政十二年)

己丑正月 (異筆) 不叶

三重野又右衛門

(同年八月再度の願をするとも許されず)

e(13) 三重野又右衛門 義文政十一戊子三月ち橋爪・葛原庄屋同様橋爪組中兼帶被仰付候處、御免願之通被為仰付、跡之義一ヶ月切
り前断之通小狭間村庄屋記三右衛門影戸村庄屋俊右衛門兩人へ被為仰付候、尤又右衛門并記三右衛門。俊右衛門并組中村々庄屋
中井橋爪村・葛原村へ右被為仰付之御書出夫々ニ御為仰付、尤不残於御代官所被呼出、文政十三庚寅閏小三月廿九日被為御付候也、
f(14) (本文略す)

(天保九年)

正月

橋爪村大庄屋代影戸村庄屋

(曾根俊右衛門)

蛇口村大庄屋

g(15)

影戸村大庄屋格曾根俊右衛門様橋爪村ニ引移、同組大庄屋役被仰付候、影戸村ハ御子息庄市様ニ庄屋役被仰付候而俊右衛
門様ら心添いたし候様文政十己亥十二月廿五日ニ被仰付候。

a(16) にみると橋爪村大庄屋龍免の後は蛇口村大庄屋兼帶→野烟村大庄屋兼帶→畠田庄村屋預り→再度蛇口村大庄屋兼

帶→小狭間村・影戸村の両庄屋預り→影戸庄村屋の大庄屋代役→影戸庄村屋の父子交代を経て橋爪村大庄屋就任、とめまぐるし
い交代を行なつて落着する。橋爪村の大庄屋を代々務めた田北弥五左衛門もついに帰役することは不可能となり、ここに完全
な交代がなされた。これは武宮村大庄屋から蛇口村大庄屋への交代と同じ意味を持つている。

では橋爪大庄屋交代の理由は何であろうか、との間に答えるにはあまりにも資料が不足している。ただ、橋爪村大庄屋は、文化
度の一揆、文政期の「さんない騒動」と一度にわたり支配の不行届を証明し、その原因の一つを自ら作っているのである。大

庄屋の私曲のため、組下の農民の人望を失なつていていたことは十分考えられる。それはdの史料にみられるように、田北父子の内一人を大庄屋役に就かせるようにとの蛇口村大庄屋の願に對して藩はついに許さなかつたことに窺えるのではなかろうか。それとは逆に、農民の信望ある三重野又右衛門をかつぎ出し、農民の不信を解消しようとする藩の態度が右の史料にも窺われるるのである。

二、庄屋得分とその借り上げ

表(一)及び(二)でわかるように庄屋の押込、罷免等の処罰が多いことに気づくであろう。これらの原因は「支配不行届」の言葉に代表されるのであるが、内容的には、(一)村方騒動、一揆等を理由とするもの、(二)の原因ともなるのであるが庄屋の種々の不正である。庄屋層を中心とする村役人の大量処分がなされた文化九年、天保七年の例を示すと次のようである。

a18 小狭間仁左衛門殿・柚木重左衛門殿・影戸庄吉殿・竹中堅吾殿・宗寿寺太郎左衛門殿・畠田波右衛門殿・小原儀左衛門殿
下上済利藤太、中済庄三郎殿、瓜生田伊藤次殿メ十人八月廿九日迄押込被仰付候ハ、九月十三日御免。尤是は御検見之節之引帳ヲ名寄帳ニ相用不申候ニ付御咎メ也、六郎丸為右衛門殿ハ御呵被仰付候ニ付指扣ヘ窺ニテ七日遠慮也。

b19 郷中庄屋咎め（抜書）

瓜生田庄村屋 平日勤方并年貢勘定向等閑

武宮・雲取・六郎丸・宗寿寺・竹中村の各庄村屋 御検見之節御勘定向不行届

小原庄村屋 檢見之節下見重引之儀ニ付不埒

中尾庄村屋 村切錢入齒之儀ニ付不束有之

袖木庄村屋 去末年田方不熟ニ付乞檢見相願候處内平均并重引之儀ニ付不埒

内成村組頭 檜見之筋田方引方不同、村入用切錢不取締

いづれも貢租徵収に関する不正であり、単発的処分例でも同様のことが指摘できる。

ではこのような庄屋の不正は何故起きるのであろうか。その原因の一つは徵租法に内在するものであると考える。すなわち、貢租の割付けが農民の知りえないところで決められ、また庄屋役料等の割り出し方の複雑さ、不明瞭さにあると考へる。また徵租法外の問題としては、庄屋役料の減少があり、前述の役料割り出しの複雑さを利用しての不足分の補填^リ不正がなされ易かつたと云えるであろう。ここでは(イ)庄屋役料の内容、(ロ)庄屋不正の理由及び不正に対する藩・農民の対応についてみよう。

(イ) 庄屋役料

次に示す a史料は、文政四年三重野又右衛門が橋爪組兼帶となつた時、橋爪村大庄屋役料を藩へ報告しているもの、bは文政三年「御年貢米大豆指引帳」中の三重野又右衛門分を抜書したものである。

a(20)
覚

大豆五石 但、御上ぢ被下置候大庄屋給

米一斗五升程 右同断當捨米之分

同二石五斗程 重引代米橋爪・葛原両村^{より}割出分

揚米三石 人足給米 大庄屋

二石 組中ぢ

一石 橋爪・葛原両村^{より}割出申候

同 四石八斗 大庄屋引高 四十八石ニ掛ル役米、石ニ付一升分橋爪・葛原両村^{より}割出申候

銀札百五十目 大庄屋出役給 組中ぢ

同 百六十目 大庄屋筆紙スミ代 組中ぢ

同 三百目 大庄屋御年貢駄ちん、四十駄分、一駄三付七匁五分一り

同 四百三十目程 大庄屋引高四十八石ニ掛ル切せん掛戻シ、一石高ニ付九匁當り、尤年々増減
同 六十目 大庄屋町宿新十駄斗、組中ぢ一駄ニ付六匁

合米十石四斗五升程

大豆五石

銀札一メ百目程

b(2) (納入すべき分、明細略す)

メ二十一石九斗六升七合五匁 又右衛門

内

三石 大庄屋給 八斗九升七合 当捨米

四石五斗八合 余高役米 五斗 内証大庄屋給

三石 組中ぢ入 三石 村頬母子上り

九斗 御褒美 一斗五升 算用ふち

六石六斗四升 納入

メ二十二石五斗九升五合

指引余六斗二升七合五匁

代五十九匁六分一り過

a・bの史料は性質が異なるために役料の記載の仕方が異なり、同一種目と思われるものが別の名称で記されている。bの余高役米はaの大庄屋引高と、bの「組中ぢ入」はaの人足給米と同じではなかろうか。bの組中ぢ入の頃は文政五年より組中

より二石、村より七斗（天保期より一石）となる。

したがつて庄屋が取得する役料の種目は、狭義の給米大豆、重引、当墳、余高、役米、人足給米、内証大庄屋給と^aの諸種目の銀札である。更に庄屋特権として、村・組内の農民の塊夫使いが庄屋は年二回、大庄屋は一回認められ（さんない）、序屋は「役料同然ニ相心得」ていたのである。⁽²⁾

(四) 庄屋不正の理由及び不正に対する藩・農民の対応

このように多種の庄屋役料がある上に、引高の査定、貢租の割付けが庄屋組頭に独占され、更に帳簿類の公開がなされないとすれば、庄屋等の不正は容易になしめたことを表⁽¹⁾の庄屋処分の数は示すであろう。このような不正に対しどのように対応がなされているのであろうか。

i. 享保七年には重引取扱いに関し「去年迄は村々組頭迄ニ候処、当年迄百姓老兩人相加へ印形為仕」と重引の願出には頭百姓の加印が必要であると指示する。⁽²⁾

村々庄屋共江

御檢見前下見之節庄屋共組頭共百姓共少々召連立合田畠致見分候得共、帳面を百姓共江一向為見不申、役人之田畠は引方も有之候得は猶更致明白、召連候百姓共江も得与談候て納得之上帳面ニも書乗可申込、無其義村役人斗相談取斗、帳面も見セ申さず、惣百姓共相疑不居合村ニも有之様相聞不埒之至候、向後百姓共ノ疑ヲ不請様召連候百姓江相談能為致納得其外帳面相望候者ニは得与為明白ニ諸事無手抜取斗可申候、尤百姓共は能呑込候者見立召連、必未熟成者連間敷候、此段御代官共江委細ハ心得違無之様可申渡旨可被相達候、以上

(寛政三年)

十月

更に寛政十二年には諸帳簿の公開を指示し、由原、旧浦の両村では帳簿を公開するため百姓の疑惑がないことを特筆し両村を

賞している。また大村は、村役人のみで帳簿の整理が十分できない時は、農民の内執筆達者の者を使うようすすめており、農民の納得がゆくよう務めることを村役人へ指示する。

三(23) 奉窓口上覚（抜書）

一、御用状持給并肝煎給米是迄御倉米ニテ相渡來候処、当年右揚米ヲ相渡申候、

一、庄屋給之義是迄之受納物之分一切惣村ニ押出、当年右揚米五石四斗ニ銀札六百目取切ニテ相勤貢申度、尤御用ニ付出府之節人足ハ是迄通ニテ相勤貢申度奉存候事、

一、組頭之義是迄村内ニ五人ニテ相勤申候処、當時右三人ニテ相勤貢申度奉存候事、

（天保七年）

四月

四(24) 乍恐奉願上覚（抜書）

甲斐田村惣百姓代

一、庄屋役料高引高十石、此高ニ相掛候切錢役米其外一切筆紙墨代茶代印圓代駄賃銀諸道具損料出府端数ハ多御座候義、小前之者共何程之メ上ヶニ相成候哉相分不申候、只米何石何斗一口にて庄屋給米ハ御上様右御定メ可被下候様、出府人足右給米之内ニテ相勤候様被仰付可被下候奉願候、

一、組頭給米も高引ニ御座候間、是も米何斗ニテ被仰付可被下候、

（天保十三年）

七月

五福村惣百姓

一、IVが藩及び農民の村役人の不正に対する対応である。藩の方は、下見の節農民が立会い、諸帳簿を公開することにより農民の村役人への疑惑—それは徵租に対する疑惑に転化するものであるが—を晴らし、スマーズな徵租を行なおうとするのであり、村役人不正の根元については問題としない。これに対し農民の方は、庄屋役料の内容の複雑さ、特に引高に関す

る役料の複雑さが庄屋不正の根元であることを見抜いており、役料給与の単純化を求める。これは単に庄屋の不正防止という立場であるのみならず、農民の生活擁護の立場に立つものと云えよう。甲斐田村の農民が、庄屋は「揚米五石四斗ニ銀札六百目取切ニテ相勤貰申度」といふ、組頭の人数減少を要求するところにその立場が窺われる。

以上藩及び農民による庄屋不正防止の対応についてみたのであるが、では庄屋不正の頻発の背景は何であろうか。勿論庄屋の人格にもよるのであろうが、ここではそれについては問題とせず、庄屋役料に対する藩の方針が庄屋不正の下地を作つたとする觀点に立つ。すなわち、藩財政の逼迫化につれ、庄屋役料の借上げを行なうことが次第に行なわれるのであり、これが不正の下地となつたと考えられる。以下庄屋給の借上げの過程を示そう。

a30 「田地格式調」・「田地見捨抜書」によれば、天明七年以降大小庄屋に対する重引が帳簿上なくなる場合が多い。享保六年の重引の額高は三五九石二斗であるが、寛政二年分は一四三石七斗に減つており、天明期に重引の収公がなされていること⁽³¹⁾を示している。

b32 大小庄屋共役料寛政時分減石ニ被仰付（以下略）

c33 三重野又兵衛大庄屋給天保五年甲午暮方米三石代、石ニ付百七十匁替ニテ五百五十匁翌乙未三月五日御手代岩田友右衛門様江大久保利右門ヲ以て上納仕候、尤御領内一同大小庄屋中去春御上御難渋ニ付、一ヶ年献納仕度段願書差上候ニ付被仰付候故如此、

d34 稅義の役料のみの献納である。献納という形をとる借上げであることは、人夫扶持の献納催促が同時になされていることで理解しえよう。

御勝手向連々御差支之上へ近年御用米毎々御預付し、其外御不時之御物入御必止ニテ当亥年より五ヶ年之間大小庄屋給米重引當捨迄御供上被遊度御達候

(天保十年)

十一月

これは庄屋給米・当捨・重引の全てが借上げられるのではなく、「庄屋受納物三歩通御借上ヶ被仰付」たのであり、その上納は「正米ニテ御倉所ニ上納可仕」とされ代札納は許されなかった。

このような庄屋役料の借上げが庄屋の家計に影響を与えないはずはなかろう。庄屋は役料借上げによる不足分を農民に転嫁することで切り抜けることになる。合法的方法では、庄屋への合力米、加勢米の強要となってくる。このような方法で農民へ転嫁できなかつた庄屋は、引高を利用する農民への転嫁を行なうのである。これは農民にとっては庄屋の不正行為であった。ここに先出の甲斐田村、五福村の農民の要求が出てくる理由がある。

三、蛇口組の井出の成立

奥郷の諸村はその地理的条件から井出を利用し水田耕作を行なう地域である。藩が主要な井出に「水廻し奉行」を派遣し水の管理にあること、毎年春に多数の井出普請人夫が徵発されること、村内に水配分の取り決めがなされていることなどはすべて井出に依存する地域の特徴を示している。

井出の成立が土地生産力の上昇をもたらすことは云うまでもなく、検地帳、名寄帳の本田の記載が「井出上」、「井出下」に分けられ、石盛、免相共に井出下が高いことはそのことを裏書する。したがつて井出成立の年代を明らかにすることは、その井出の恩恵を受ける地域の生産条件の整備された時期を明らかにするのであり、農民的剩余の成立にも大きな意味をもつ。ここでは蛇口組の井出成立を村高、及び免相の変化等と関連させてみてゆく。

表(一)は蛇口組関係の井出成立の時期を示し、表(二)は各井出下の田高を村毎に示してある。表(二)の井出の中では表(一)に出でこない

表(2) 蛇口組井出上り

元和 1	小狭間古井出
寛永 6	馬渡井出
7	同堀次井出
慶安 2	長宝水井出
元禄 1	武宮井出
12	永宝水井出
	小狭間新井出
享保 2	山ノ口井出 (1)
3	道蓮寺井出
7	大郷末井出
9	川平井出
12	馬場渡新井出
17	同堀次井出
宝曆 1	櫻木井出
寛政 7	六郎丸白金堤

(三重野家文書「諸願書一切払帳」も作成

注 (1) 完成後出入りに付 1 度捨てられ、再度天明 6 年完成す。

表(二) 井 出 下 高

村名	惣田高	小浜間古井出馬渡り瓶次 長宝水井出	武官井出	馬場度り瓶次 篠木井出	篠原井出	馬渡り瓶次堤下西ノ苑井出	川内井出	天水
蛇口	240.453	12.297	162.929	45.428	18.045	1.754		
櫟木	137.219		30.162				34.77	
五保	49.589		49.589					6.816
久岩透	119.809	3.261 (※)	74.645	36.087				
内斐田	102.325	29.244	42.231	30.85	31.951			
甲東	79.064		30.726					
小雲	246.853	74.493	172.36					
六郎丸・桑原田	151.583	37.882	113.701					
良石取	148.87	139.93	8.94					
中良礼	202.71	80.716	40.168					
後田	95.736	48.944						
	125.632	88.434						
	28.319							
	166.687	164.564						
	8.645	8.645	2.123					

注 1 表記の外に、透内村 ... 中井出 14.452、道中井出 1.93

平良石村 ... 古宛井出 4.268、除ヶ田井出 7.164、園田井出 4.933、
中無礼村 ... かな敷井出 3.275

2 ※印は小浜間古井出堤下分

3 単位は石

4 三重野家文書「(諸控帳)」より作成

ものは、寛政期に既に「村々古井出堤之義ハ年限相分リ不申候」という状態であったのである。また表(二)に示されたのは、蛇口組田地に關係しないものと一応考へてよい。

表(二)の井出数からみると元禄、享保にも井出整備が続けられる。しかし蛇口組に関して云えは寛永、慶安期すなわち木下、日根野時代に大半の井出整備が終つてゐることを示してゐる。慶安期までに、後田、五福、武宮、小原、岩下、平良石、蛇口、久保、雲取の諸村の田高の過半は井出下となつてゐる。このことは一蛇口組のみに適応することではなく、全藩にも当てはまることがある。

これに対し免相の変化はどうであろうか。表四に蛇口組を代表する三村の村高、免相を示した。蛇口村は長宝水井出に七割方依存し、馬場渡り井出、櫟木井出の成立により田方は殆んど井出下に入る村である⁽³⁰⁾。五福村は長宝水井出に十割依存するがこの村は長宝水成立時に取り立てられた村であり、新田村の性格をもつ。櫟木村は宝曆元年の櫟木井出成立により過半の田地が井出下地域となるのであり、享保以前の史料が少ない府内藩にとつては、井出と村高、免相を考察するのに好適の村である。

表四では、延宝八年迄の免相と享保以後のそれとは指標のとり方が異なるので単純比較はできないが、享保期の免相の高さは注目すべきものがある⁽³¹⁾。その中につけて蛇口村の免相変化は小さく、享保以後の変化も大きくなない。これとは逆に、五福村の免相変化は大きく新田村の特徴を示している。享保九年～宝曆六年間の変化は井出下高の増加一これは起田高の本田高への繰り込みによつているのであるが一と共に免相も上昇する。しかし、起田高より本田高への繰り込みがありながらも村高の変化が少ないので、換地による石盛の変更がなされなかつたことを意味する。起田高をそのまま本田高に移す操作がなされたと考えられ、石高の増加ではなく、免相の操作による収奪強化を図つたものである。同様のことを櫟木村の例でも指摘できる。宝曆六年の免相の上昇は宝曆元年完成の櫟木井出の影響とみなすことができる。

井出の成立に対応し免相の変化がみられるのに対し、村高の変化は三村共に少ない。村高は「物成帳」によると明和一安永期にほぼ固定化されるのであるが、それまでの増加も起田畠、又は畠成田によつてゐる。

表(四) 村 高 及 び 免 相

	万 治 1	延 宝 8	享 保 9	宝 厥 6	明 和 7	安 永 6	天 明 3
蛇 口	イ ロ	244.0142 54.8	249.1114 49.37	259.4339 266.603	266.858 267.098	267.198 267.376	267.198 267.376
五 福	イ ロ	61.643 15.3	62.848 32.4	68.336 71.614	71.842 71.842	71.842 71.842	71.842 71.842
櫟 木	イ ロ	156.96 35.1	158.025 43.42	179.064 182.144	182.513 182.513	182.513 182.513	182.513 182.513

注 1 イ = 村高、ロ = 井出下高を示す

2 万治、延宝の免相は村高に対するものであり、享保以後は井出下高に対する免相である

3 単位は石

4 大分県立図書館蔵「府内藩記録」乙2・3、及び「物成帳」より作成

本田の検地は元録期以降行なわれなかつたことを表(五)は示す。蛇口村に關する検地帳は元録六年写帳、延享四年検地帳写、文化七年改検地帳の三種がある。これらはいずれも田畠種目の一部分しか残つていない。表(五)はその中で共通して残つてゐる「井出下」分で三重野家が延享四年に所持している田地を基礎におき、元録六年、文化七年の諸検地帳から、それに該当する田地をピックアップし、その名請人を記載したものである。

A、Bの記載様式を次に示すと次の通りである。

B、一、中田四畝 四斗四升

永代七左衛門二入 付札

清右衛門
「行順寺」

前

A、一、中田四畝 高四斗四升

清右衛門名受

同人
（行順寺）

Aの（名請人）の項は、Bの名請人と一致し、A帳がB帳をそのまま利用して、現実の田地所持者毎に整理したものであることを示している。またC帳の田地もA帳によつて確定できるのでC帳も文化七年に現実の所持者名を名請人として記入したにすぎないことがわかる。B、C帳の元帳であるA帳は「元録六癸酉年二月ニ本帳写」とあるのであるから、蛇口村の井出下高は、元録六年より前のいつか検地がなされ、その後はその検地帳記載の高が用いられ、時々現実の所持者ごとに整理しなおされるものであつたことを示している。

このように検地により石高の変更を行なわず、生産力の上昇部分を吸収しようとすれば免相の引上げによらざるをえなかつたのである。しかし、免相引上げは農民の抵抗により限界があるのであり、逼迫化する領主財政を貢租増徴で補填できないところに庄屋役料等の借上げがなされる理由がある。

表(五) 延享4年三重野家の所持する井出下高

A					B	C
字	田位	面積	石高	(名請人)	名請人	名請人
堀 向	上	6畝18歩	858合	弥市	弥市	?
平 薩	上	6.27	897	弥右衛門	?	又右衛門
平 薩 下	上	9.12	1222	里左衛門	?	又右衛門(?)
平 薩 次	上	4.15	585	弥右衛門	弥左衛門	又右衛門
木 戸 口	上	1.27	247	理左衛門	理左衛門	又右衛門
源 十 田	上	26.12	3432	里左衛門	理左衛門	又右衛門(?)
水 毛	上	25.0	3250	二郎左衛門	次郎左衛門	又右衛門
お き	上	9.03	1183	久三郎	久三郎	源右衛門
お き	中	3.0	330	久三郎	久三郎	源右衛門
すき崎	中	9.0	990	久三郎	久三郎	源右衛門
丸田2筆寄	上	12.09	1599	里左衛門 二郎左衛門	現左衛門 次郎左衛門	源右衛門
五 福 裏	下	6.0	540	十蔵	十蔵	又右衛門
五 福 裏	中	2.0	220	吉左衛門	?	又右衛門
こんや	中	5.18	616	又右衛門	又右衛門	六右衛門
こんや	上	14.12	1872	弥介	弥介	六右衛門
みねた	中	11.0	1210	茂介	茂介	六右衛門
みねた	下	10.0	900	茂介	茂介	六右衛門
みねた	下	7.09	657	茂介	茂介	六右衛門

注1 A = 検地帳写(延享4年)、B = 検地帳取集(元録6年)、C = 文化七年改検地帳

2 Bの?は史料破損のため不明のもの、Cの?は石高の一一致しないもの

1 大分県立図書館蔵 「府内藩記録」 甲五八

2 「府内藩記録」 甲六一

3 橋爪村大庄屋三郎左衛門に代わり小庄屋として喜兵衛が就任する。同村の大庄屋給大豆五石の内、一石を喜兵衛へ与え、残り四石は野烟・武宮両大庄屋が橋爪組預りに付。三石宛をとつてある。「府内藩記録」 甲六

4 「府内藩記録」 甲一四九、橋爪・野畑両大庄屋罷免について、「大分市史」上巻一〇七九ページに紹介されている。

5 「万記録」 三重野家文書

6 「諸願書」切扣帳 三重野家文書

7 「万記録」三重野家文書、この部分は「大分市史」上巻一〇八〇ページに「三重野氏旧記」として紹介されている。

8 これらは「府内藩記録」甲一六六、また「大分市史」上巻一一六九一一一七〇ページに「さんない」使いの規定が紹介されている。

9 「諸願書」切扣帳 三重野家文書

10 「石岡」蛇口組大庄屋は文政五年三月廿六日三重野又右衛門の死により久保村庄屋へ預けられるが、同年五月十九日三重野松太郎こと次右衛門が廿一才の若さで大庄屋に就き、六月廿一日又右衛門と改名した。

11 「諸願書」切扣帳 三重野家文書

12 「石岡」

13 「万記録」三重野家文書

14 「諸願書」切扣帳 三重野家文書

15 「万記録」三重野家文書

⁶ 本文の外に途中で太庄屋代として加わった者もいるようである。天保七年、庄屋の処分がなされた中に「橋爪村庄屋代 利右衛門切錢入ヶ之内費ケ間假儀牌

端方借用筋之儀ニ付不行届、村中不和合」(甲二〇〇)とあり天保期に利右衛門が庄屋代としてあつたことが知られるが詳細は不明である。

17 寛政一年三重野又右衛門は次の如く処罰された。「申渡、蛇口村大庄屋 又右衛門 其方儀去夏申斐田村百姓共々内至て困窮之者共御救筋存寄申度様借願差出候付。御時節柄ニハ候得共格別之以思召願之通被仰付候。然上は兼而相願候通無手違取斗可申処。無其儀追々百姓共申出候趣共御吟味方より其方へ相尋候処、申証も無ニ不行届旨申聞、且又義倉御預米之内。伺も不差出難渋^{シテ}者共江心尽ニ借渡。跡ニても不申出。殊ニ其方引負も有之由旁以不埒之至ニ候。(中略)名字御取上、大庄屋未席被仰付。押込被仰付候。相償可罷在候、以上、四月」(甲一九一)

引負米と采借出しの手続上の不備を理由とした処罰であるが、むしろ難渋農民の立場に立ち、義倉米貸し出しを行なつたという事に意味がある。農民の支持をうる姿勢を持つていたと思われる。又、文化八年一揆に際しても蛇口組中は相当部分が一揆に加担しなかつたことは、逆に三重野大庄屋に私曲のなかつたことを示すのではなかろうか。

- 18 「刀記録」三重野家文書
- 19 「府内藩記録」甲二〇〇
- 20 「諸願書一功扣帳」三重野家文書
- 21 「御年貢米大豆指引帳」三重野家文書、天保一〇年の役料關係分を参考のため掲げると次の通りである。三石大庄屋給、九斗一升一合当壱、四石一升四合余高役米、七斗村り、二石組中より、一斗五升算用ふら。
- 22 さんないは正夫使いのみが許され、代米、代札の取立ては許されなかつた。また、「入用丈相頼、餘人は流れニ相成」とるものであるため負担の不公平が出やすいいものであつたと考えられる。また、「さんない」は奉公(無償労働)である。(「大分市史」上巻一六九)とあるが、次の史料などのような解釈すべきであるが、「蛇口組中」為さんない給以前米三石宛賃來り由候處、一两年以前止方ニ相成。然ル処亦々先父名守門去暮迄ハ右ニ通米三石宛賃來り申候」とさんない給として米の取り立てを繼續することを願い出許されている。(「諸願書一切扣帳」文政五年)さんないに出ない者から米を徵収し、さんないに出る者へ給与することで負担の公平化をはかつてていることは考えられないであろうか。
- 23 「府内藩記録」甲二三
- 24 「右同」甲一七二
- 25 「右同」甲一九五
- 26 「諸願書一切扣帳」三重野家文書
- 27 「右同」

28 天保二年賃租徵収の事務を四人の役人へ集中化し諸納入の単純化をはかったのは、賃租、切錢等に対する下方の疑惑があり、納入が遲滞したためであつた。

(「府内藩記録」甲一八)

29 庄屋不正が庄屋の個人的性格の故になされるという立場に立ち、藩は庄屋跡役の決定の手続きを寛政九年定めている。(甲一八四)。それによると、村段階で郡段階、勘定所段階のそれぞれのところで、筆算と人品の査定を行なうことになっている。

30 「府内藩記録」乙二五

31 「右同」甲四五、甲一六九

32 「諸領書一切扣帳」

33 「万記録」三重野家文書

34 「諸領書一切扣帳」

35 全藩の見通しを立てるものとして、「大分県農地改革史」八〇三〇ページがある。

36 表(二)の井出下の田地は、櫟木井出の成立により合計一三八石六九九合となる。しかし寛政五年の蛇口村名寄帳」では井出上高、井出下高は次の通りである。

惣田 番高 一六七石八五二合

内 一石九七升
永替分

残高 一六四石八八二石

内

田高一六一石三〇五合 井出下

同 七〇石三〇一合 井出上

同 八石八四七合 起

(以下略)

表(二)の田高は井出下、井出上、起分を合せたものであり、そのうちの一石七五四合のみが天水掛りの地であり、地は井出下高となつてゐる。「井出上」の地が名目的に残り、実質的には井出下と同じとすれば、「井出上」の地は石盛、免相共に「井出下」より低いのであるから農民にとって有利な地と云える。

37 この点については拙稿「近世における徵租方式の一考察」『社会経済史学』三四卷四号を参照願いたい。